「保全地域の保全・活用プラン(中間のまとめ)」に対する意見公募の結果について

- 受付期間 令和4年7月26日(火曜日)~同年8月26日(金曜日)
- 意見提出人数:17名、意見総数:37件

主な意見の要旨

【現状認識】

<u>○2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30」や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域「OECM」といった</u> 最新の話題や取組にも触れるべきである。(4)

【指定・維持管理】

- 〇保全地域の維持管理の質が低いところがある。今後の新規指定は都の費用負担で、緑の質を確保しながら維持管理と活用を図るべき(7)
- 〇保全地域の維持管理におけるマンパワー不足は、保全地域毎にどの程度の作業工数が必要かを見積もったうえで、ボランティアだけに頼るのではなく、資金が循環する仕組み作りが必要(11)
- 〇コーディネート事業について、他の企業やNPO等ではなく、東京都環境公社が運営・調整を担うべきである理由を説明すべき(19)
- 〇林縁部保全事業に関して、伐採範囲を「境界から5m」とするのではなく、実際の運用は場所ごとの事情を考慮して行うべき(25)(26)

【希少種・外来種対策】

- ○野生動植物保護地区に現在4地区指定されているが、これを増やすことと、適切な普及啓発活動が必要(24)
- 〇希少種の域外保全の検討は評価するとともに、優先順位をつける際には、都内だけでなく近隣県での生息状況等も考慮する必要がある(22)

【普及啓発】

- 〇希少種保全は盗掘防止に関する規制や制限の取組だけでなく、意識啓発を盛り込んだ自然観察ツアーの開催なども行うべき(23)
- ○近隣住民の保全地域への理解や関心を深めるため、案内板の設置等により保全地域の価値や保全活動を周知すべき(28)
- 〇モニタリング調査は専門家に加え、活動団体との協働を検討するとともに、結果については、近隣住民も含めた関係者に共有し、 意見交換の機会を設けるべき(20)(21)

【人材育成】

〇保全地域サポーター制度は、マンパワー不足のボランティア団体の支援に有効だが、認定数が少なすぎる(29)

パブコメに寄せられた主な意見と都の考え方

	1. 保全地域の保全・活用プランの策定について	
	意見の概要	都の考え方
1	外来種被害は差し迫った課題であるため、p.2計画期間(2030年度まで)の中でも、喫緊の対応が必要である。	保全地域では、外来種対策を実施しており、その一つとして、両生類の脅威となるアライグマの捕獲を行っています。 p.11に記載のとおり2010(平成22)年度から横沢入里山保全地域にて捕獲を開始しました。加えて、2020(令和2)年度から年3か所の保全地域で捕獲を実施し、現在延べ10地域で捕獲を実施しています。 p.63に記載のとおり、今後も多様な手法の検討を行いつつ、外来種対策を行ってまいります。
	2. 保全地域制度と保全地域の現状	
	意見の概要	都の考え方
2	小比企緑地保全地域は、p.7では「台地」に分類されているが、p.26では「丘陵地」、p.53では「二次林(丘陵地)」に分類されており、整合性が無いように見える。	小比企緑地保全地域は「丘陵地」の分類であるため、いただいたご意見を踏まえ、p.7の表の小比企緑地保全地域を「台地」から「丘陵地」の区分に修正いたしました。
	3.生物多様性と保全地域	
	意見の概要	都の考え方
3	p.22「第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」に関して、宅地造成等の開発と合わせて、道路整備事業についても、緑のネットワークを分断し、生物多様性に深刻な影響を与える場合があることについて明記していただきたい。	いただいたご意見につきまして、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30」や、「OECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)」といった最新の話題や取組にも触れるべ きである。	いただいた御意見につきまして、p.24に「30by30」や「OECM」についての記載を追記いたしました。
	4. 保全地域の価値・魅力	
	意見の概要	都の考え方
	意見なし	

	5. 保全地域の目指す姿	
	意見の概要	都の考え方
5	p.33、p.44、p.77にある多様な主体との連携について、大学だけではなくボランティア活動の授業等を行っている高校との連携や、特に環境に配慮した活動を行っている企業とのより一層の連携等を検討すべきである。	ボランティア活動の授業等を行っている高校との連携や、環境に配慮した活動を行っている企業との連携 等について、今後検討してまいります。
	6. 目指す姿を実現するための課題	
	意見の概要	都の考え方
6	p.34「都内の貴重な緑地が十分保全されていない」例として、谷戸だけでなく、崖線についても触れるべきである。	いただいた御意見につきまして、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	近隣の保全地域の維持管理の質が低いと感じている。保全地域の維持管理費用は、都が負担しているのか、地元自治体が負担しているのか承知していないが、予算が不足しているのではないか。 都が保全地域を新たに指定しようとするなら、都の費用負担で、緑地の質を確保しながら維持管理と活用を図るべきである。	保全地域の維持管理は土地の所有者(都有地、市有地、私有地等)による管理が原則です。中には複数の管理主体が関わる場合もあり、例えば、都有地部分を市に委託をし、市が草刈り等の維持管理を行っている土地でも、大径木の伐採は都で行っているケースなどがあります。 今後も本プランにある「保全地域の目指す姿」の実現に向けた維持管理に努めてまいります。
8	p.41の看板等は木材で作る以上劣化はやむを得ないと考える。地産地消の視点から多摩産材等を積極的に利用し更新を進めていくべき。	看板等に使用する材料は、その設置場所に適した素材となりますが、木材で作成する場合は、多摩産材の活用を念頭に進めてまいります。
9	保全地域の普及啓発以前に、生物多様性といった基礎的概念が十分知られていない。自治体 等と連携し、普及啓発の取組を進めるべきである。	生物多様性についての普及啓発は、p.44に記載のとおり、同時期にパブリックコメントを行い現在改定中の「東京都生物多様性地域戦略」にて取組を定め、実施してまいります。
10	p.46「(4)多様な主体がかかわる効果的な管理運営体制の構築が必要」との記載部分について、都民が関係者に入っていない。事業実施に際しては周辺住民も含めて説明や合意形成を行う必要があることから、都民も多様な主体に含めるべき。	いただいた御意見につきまして、今後の取組の参考とさせていただきます。

	7. 目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について	
	意見の概要	都の考え方
11	課題認識については同意するが、各施策が課題解決にどう繋がるのかよくわからなかった。 効果的な施策を実施するには、課題をより深く掘り下げて分析する必要がある。 保全地域の維持管理におけるマンパワー不足に関して言えば、保全地域毎にどの程度の作業 工数が必要かを見積もったうえで、ボランティアだけに頼るのではなく、資金が循環する仕組み作りが必要だと思われる。	いただいた御意見につきまして、保全地域の適正な管理・活用の方法などの検討を引き続き行い、事業の 実施の参考とさせていただきます。
12	国分寺崖線は、その一部が自然再生推進法の事業対象地区(野川第一・第二調節池地区)とされている貴重な自然環境であるから、国分寺崖線内の保全地域を増やし、周辺環境も含めて環境保全に努めるべきである。	保全地域はこれまで様々な種類の希少種が生息、生育したり、樹林地等で多様な自然環境が存在している 土地について、専門家の意見等を踏まえながら指定を行ってきました。 本地域のように洪水調整機能を保ちながら敷地を利用する調節池は、都内に残された貴重な市自然の保護 と回復を目的としている保全地域とは制度趣旨が異なっています。
13	緑のネットワーク確保や人口密集地における普及啓発の観点から、23区内における保全地域の新規指定や、屋上緑化等の一層の推進等を行うべきである。	東京都ではこれまでも一定の規模、条件に該当する新築の建築物に屋上緑化等を義務付けております。 また、保全地域は法律等による規制がかかっていない自然地の中で、生物多様性上重要な緑地であり、か つ、一定程度のまとまった緑地を指定しています。
14	生態系ネットワークや野生生物の移動経路を保全する視点から、玉川上水から井の頭公園 (井の頭池)、善福寺公園(善福寺池)、石神井公園(石神井池)をつなぐ「多摩・水の生 きもの回廊」の保全地域指定をすべきと考える。	保全地域は法律等による規制がかかっていない自然地の中で、生物多様性上重要な緑地であり、かつ、一 定程度のまとまった緑地を指定しています。
15	保全地域に水際である沿岸域(湿地)がどうして取り上げられていないのか。都内にも干 潟、湿地が拡がる貴重な沿岸域は残っている。	保全地域は法律等による規制がかかっていない自然地の中で、生物多様性上重要な緑地であり、かつ、一定程度のまとまった緑地を指定しています。
16	p.51のコーディネート事業スキームのイメージ図が、「東京都生物多様性地域戦略の改定について(中間まとめ(案))」p.179の様々な主体による連携・協働のイメージの図と整合していない。本案でもスキーム図に「都民」を明示すべきである。また、p.51の図は、本来対等である都や公社、他主体の間に上下関係があるように見えるし、各主体間の連携を円滑にするスキームを構築すべきと考える。	p.52の図はコーディネート事業スキームのイメージ図であるため、「東京都生物多様性地域戦略の改定について(中間まとめ)」p.179の様々な主体による連携・協働のイメージで地域戦略の仕組み全体を表している図とは異なります。 また、コーディネート機能を持つという環境公社の位置づけから、事業スキームのイメージ図で環境公社を上部に置いていますが、実施にあたっては、引き続き各主体が連携して事業をすすめてまいります。
17	「環境公社」の活用は有効と考えるが、どのような組織団体なのか。 コーディネート事業をはじめとした保全地域の維持管理において、今後も「環境公社」が重要かつ指導的な役割を担うだけに、その「資質」が重要だと考える。	「環境公社」(公益財団法人東京都環境公社)は、昭和37年に設立され、東京都及び区市町村の環境行政を補完・支援し、自然環境の保全活動、廃棄物の適正処理と資源循環の促進などの一翼を担っております。 いただいた御意見につきまして、今後の東京都の施策の検討の際に、参考とさせていただきます。

	7. 目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について	
	意見の概要	都の考え方
18	保全地域では、都から委託を受けた地元自治体が維持管理を実施しているが、地元自治体の再委託先の事業者で行われる維持管理や自然保護活動の内容には濃淡があります。また、保全活用の理念が共有されていないケースがあるように思います。こうした事業者に、保全活動の理念を十分に伝えるには、p.9やp.51頁の図にある参画の主体に含める必要がある。そのため都はコーディネート事業を進めるにあたって、一層の旗振りが必要であると考えます。P.9の図にある保全地域の維持管理につきましては先の意見と同じく、環境局自然環境部、多摩環境事務所、環境公社、地元自治体間の共通認識なり意思の疎通が重要と感じます。	p.9の維持管理の役割分担の図については、保全地域の維持管理に直接的な役割をもって携わる主体を循環図にしているものです。ご指摘のとおり、この各主体から派生して同じように携わる主体があることは認識しております。 東京都の組織間のみならず、地元自治体とは引き続き、保全地域の保全・活用について連携した取組を行ってまいります。
19	コーディネート事業について、他の企業やNPO等ではなく、東京都環境公社が運営・調整を担うべきである理由を説明すべきと考える。	いただいた御意見につきまして、次のとおりp.51に追記いたしました。 【修正箇所】p.51 18行目 ■コーディネート事業の概要 コーディネート事業では、多様な主体が参画するため、スムーズな調整が欠かせないことから、東京都 と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携する「東京都政策連携団体」である環 境公社にコーディネート機能を配置し、(以下略)
20	定期的なモニタリング調査の結果については、近隣住民も含めた関係者に共有し、意見交換 の機会を設けるべきである。	いただいた御意見につきまして、p.55の定期的なモニタリング調査の結果については、共有・活用方法の 検討を進めていきます。
21	p.54の定期的なモニタリング調査は専門家により実施すると書かれているが、長期にわたり 独自に調査を実施している活動団体の調査結果の活用や、そうした活動団体との協働も検討 すべきである。	いただいた御意見につきまして、定期的なモニタリング調査は、その場所で長期にわたり独自に調査を実施している活動団体の調査結果の活用や協働についても検討してまいります。
22	p.57希少種の域外保全の検討は評価したい。(ボランティア団体の立場から実施手順等を示した)ガイドラインの作成を含め、検討を速やかに進めてもらいたい。なお、域外保全の対象種の優先順位をつける際には、都内だけでなく近隣県での生息状況も考慮に入れる必要があると思われる。	いただいた御意見につきまして、域外保全すべき希少種の生態や最適な環境など、専門家の意見を踏まえながら対策を検討していきます。
23	希少種保全のためには、盗掘防止に関する規制や制限の取組だけでなく、自然環境保全の重要性を実感してもらうことを目的とした自然観察ツアーの開催など、意識啓発の取組も同時に進めるべきだと考える。	いただいた御意見につきまして、保全地域の希少種保全について「里山へGO!」や「グリーンシップ・プログラム」などで紹介しておりますが、今後の取組の参考とさせていただきます。

	7. 目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について	
	意見の概要	都の考え方
24	p.60の4地区が野生動植物保護地区に現在指定されているとのことだが、東京の希少種の現状を考慮すると、野生動植物保護地区を増やす必要があるとともに、適切な普及啓発活動が必要と考える。	いただいた御意見につきまして、p.60に記載のとおりですが、普及啓発について追記いたしました。 【修正箇所】p60 33行目 都内において優先的に保全すべき希少種とその生息・生育環境を保全するため、専門家の評価等をもと に、新たな野生動植物保護地区の指定や、これまで指定した4地域 についても の対象種や保護する区域の 見直しを検討してい きます。 くとともに、それに伴う普及啓発についてもあわせて検討していきます。
25	林縁部保全事業に関して、伐採範囲が「境界から5m」と断定的に書いてあり、変更の余地が無いよう読める。玉川上水など対象地によっては、希少種保護の観点から「5m」に固執すべきでない地域があるのだから、誤解を与えないためにも「実際の運用は場所ごとの事情を考慮して行う」といった説明を加えるべきだと考える。	いただいた御意見につきまして、p.74に次のように追記します。 【修正箇所】p.74 10行目 6)林縁の保全 ~林縁部保全事業~ 「保全地域では、住宅・道路・鉄道等と接する場所について、こうした動植物が利用する場所として、境界から5mの範囲の樹木を伐採し、草地を中心とした林縁環境を創出していきます。 <u>なお、実施にあたっては、事前の現地確認の上、場所ごとの状況を考慮しながら伐採していきます。</u> 」
26	林縁部事業により、多くの保全の外周の樹木が過剰に伐採されることに強い危機感をもっている。 玉川上水など用水路に沿った保全地域では「5 m」の伐採により、樹木の大半が失われてしまう他、もともと保全地域内部に樹木の少ない日照の良い草地がある場合には、あえて外周に装置を創出する必要はないと考える。 また、隣接する住宅地の安全確保のための樹木伐採という考え方は、宅地やビル街の緑地化や、街路樹を増やしていくといった考え方と整合性が無いと考える。	いただいた御意見につきまして、p.74に次のように追記します。 【修正箇所】p.74 10行目 6)林縁の保全 ~林縁部保全事業~ 「保全地域では、住宅・道路・鉄道等と接する場所について、こうした動植物が利用する場所として、境界から5mの範囲の樹木を伐採し、草地を中心とした林縁環境を創出していきます。 <u>なお、実施にあたっては、事前の現地確認の上、場所ごとの状況を考慮しながら伐採していきます。</u> 」
27	林縁部保全事業について、樹木伐採による明るい草地の創出が、生物多様性保全にどう繋がるのか分からなかった。明るい草地を好む動植物が、半日陰を好むものよりも優先されるべきという趣旨であれば、生物多様性保全の趣旨に沿っていないものと考える。また、事業実施に際しては伐採前に近隣住民や関係者との合意形成を行う必要があるほか、日常的な維持管理の中での倒木被害防止対策にも力を入れるべきと考える。	いただいた御意見につきまして、p.74に次のように追記します。 【修正箇所】p.74 10行目 6)林縁の保全 ~林縁部保全事業~ 「保全地域では、住宅・道路・鉄道等と接する場所について、こうした動植物が利用する場所として、境界から 5 mの範囲の樹木を伐採し、草地を中心とした林縁環境を創出していきます。 <u>なお、実施にあたっては、事前の現地確認の上、場所ごとの状況を考慮しながら伐採していきます。</u> 」
28	保全地域でボランティア活動をしている者として、近隣住民の保全地域への理解や、保全活動への関心が足りないと感じている。都には、案内板の設置等を通じて、保全地域の価値や、ボランティア団体の活動を近隣に周知していただきたい。	いただいた御意見につきまして、p.79に記載しております。 24行目 地域の団体・学校・住民等との連携促進 また、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	保全地域サポーター制度は、マンパワー不足のボランティア団体の支援に有効だと思う。 一方で、サポーターの新規認定数が年30人というのは、都の人口規模からみると小さすぎる のではないか。	いただいた御意見につきまして、今後の取組の参考とさせていただきます。